

関西医科大学GPA（Grade Point Average：グレード・ポイント・アベレージ）取扱要領

第1条 授業科目履修の総合判定（成績評価）は、S、A、B、C、Dの5段階の評価とする。

第2条 GP（グレード・ポイント）の取扱い：科目の総合判定に対し1単位当たり下記のグレード・ポイントを付与する

評語	評点	判定	GP
秀（S）	100～90点	合格	4点
優（A）	89～80点	合格	3点
良（B）	79～70点	合格	2点
可（C）	69～60点	合格	1点
不可（D）	59点以下	不合格	0点

第3条 特に指定した授業科目については可否成績評価を行い、成績評価の区分は次のとおりとする。

評語	GP
合格（P）	—
不合格（F）	—

第4条 他大学等で修得した学科目（単位）を認定した場合の評価はNとする。

第5条 成績評価（単位認定科目及び卒業要件とならない科目は除く。）に対して前条のグレード・ポイントを設定し、下記の計算式により平均値であるGPAを算出する。

$$GPA = \{ (\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

数値は、小数点第3位以下を切り捨てる。

第6条 「個人成績表」及び「成績証明書」については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「個人成績表」における授業科目及びGPAの記載

履修登録された授業科目のすべてを記載する。不合格科目も含めてすべての学期の履修登録科目を学修履歴として残す。GPAの記載は、当該学年GPAのみとする。

(2) 「成績証明書」の取り扱い

成績証明書は、合格（認定を含む）した授業科目についてのみ授業科目名を記載し、不合格科目は記載しない。申請時期に応じて、学年修了時もしくは卒業時のGPAを記載する。

第7条 算出されたGPAは、成績不振評価基準に用いるほか、著しくポイントが低い場合は、個別に指導を行い、改善されない場合は、進路変更（退学勧告を含む。）を促す場合もある。

第 8 条 この規程の改廃は、各学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この取扱要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月25日第9124号）

この取扱要領は、平成30年 9 月25日から施行する。

附 則（令和元年 9 月11日第9125号）

この取扱要領は、令和元年 9 月11日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月26日第05—670号）

この取扱要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。